



NEWS LETTER

Vol**46**

お客さまとともに

2017 年 10 月号

決算書の見方 育児介護休業法改正

CONTENTS

決算書の見方

育児介護休業法改正

税理士法人アクシス
社会保険労務士法人アクシス
行政書士法人アクシス
株式会社徳島経理代行センター
株式会社マネジメント・スタッフ
有限会社エムエスサービス

【徳島本社】

〒770-0051

徳島市北島田町1丁目3番地3

TEL 088-631-8119

FAX 088-632-6543

【吉野川支店】

〒776-0005

吉野川市鴨島町喜来字宮北485番地1

TEL 0883-26-0182

FAX 0883-26-0187

決算報告書

決算書の見方

～利益とキャッシュフローの関係～

■利益はでているがお金がない・・・なぜ？

決算書を見るときに一番注目してみるのはいずれの科目でしょうか？売上でしょうか？利益でしょうか？もちろん会社は利益を出さなければ経営が成り立ちません。しかし決算書の損益計算書で利益が出ていてもお金がなければ倒産します。いわゆる黒字倒産とよばれるものです。その原因は会計上の利益と資金の流れが一致しないことにあります。逆に言えば赤字であってもお金があれば会社は存続していくということです。現に赤字続きで債務超過となっている場合でも倒産していない会社はたくさんあります。ではなぜ会計上の利益とキャッシュフローは一致しないのでしょうか？

■利益とは？

(問) 10 万円で仕入れた万年筆を 15 万円で販売しました。利益はいくらでしょう？
(答) 5 万円 計算式: 15 万円 - 10 万円 = 5 万円

小学生の算数の問題のようですが、このように利益とは収益から費用を差し引いたものになります。しかし、会計上ではさらに 2 つのルールがあります。①利益計算は、ある期間の収益を対象に考える②実際の支払期間と関係なく、その収益に対応した費用を差し引く。つまり、損益計算書で計算される利益は【ある会計期間の収益 - その会計期間の収益に対応する費用】となります。

■利益とキャッシュフローの関係

おおまかには利益を計算する場合の収益は入金、費用は支出と結びつきますが、実はカウントするタイミングが少し違います。

それでは具体的に利益とキャッシュフローの関係をみていきましょう。

①まず利益＝キャッシュフローとなるときは次の図のようになります。



この場合はすべて現金で精算しているため手許の現金が 5 万円増えて利益とキャッシュフローは一致します。

②次は利益＞キャッシュフローとなる場合です。



この場合売上を掛売としているので手許の現金は 10 万円減りました。しかし会計上は売上が計上されるため 5 万円の利益が計上されます。

③最後は利益＜キャッシュフローとなる場合です。

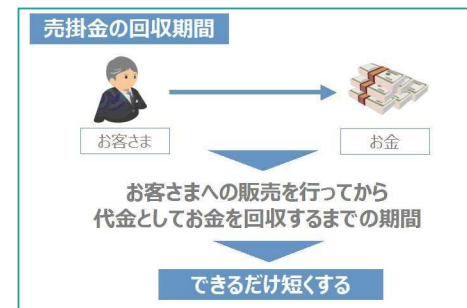


今度は仕入を掛仕入としているので手許の現金は 15 万円増えました。しかし会計上の利益は同じく 5 万円です。このように会計上の利益計算では売上の入金がなくても売った時に売上を計上し、仕入れの支払いがなくてもその仕入に対する売上があれば仕入（売上原価）を計上します。よって同じ 5 万円の利益が計上される場合でも現金の残高は全く違ってくることになるのです。

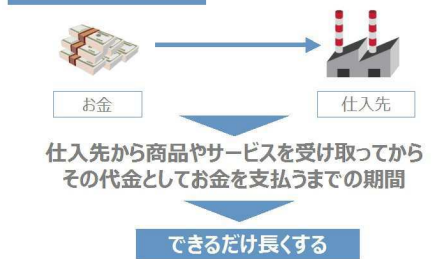
■利益≠キャッシュフローとなる原因と対処法

利益がキャッシュフローと一致しなくなる原因は主に次の 3 つの要因です。

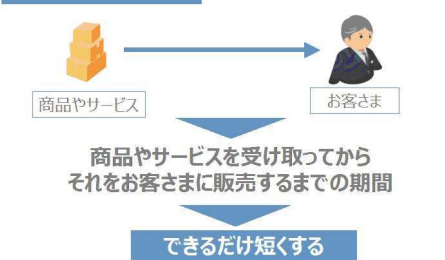
- ①売掛金・・・売上の計上時期と入金タイムラグによる不一致
 - ②買掛金・・・仕入の計上時期と支払いのタイムラグによる不一致
 - ③在庫・・・不良在庫の増加による不一致
- この不一致をコントロールできれば資金繰りに余裕が生まれてきます。具体的には以下のとおりです。



買掛金の支払期間



在庫の期間



■資金繰りの改善法

利益が出ているものの資金繰りが悪化してきた時は、まず悪化の原因を探ってみてください。原因が先程の 3 つの要因である場合は以下の点を改善できないか確認してみましょう。

売掛金の回収期間の改善策

- ・回収条件を販売先 1 件ごとに見直す。
- ・手形の割引を活用する。
- ・代金引換や銀行振込などの現金決済へ条件変更する。
- ・受注から売上までに長い期間を要する場合は前受金（手付金）を受領する。

買掛金の支払期間の改善策

- ・取引先に支払期間の延長を交渉する。
- ・締め日を変更する。
- ・締め日を意識して必要な分だけの仕入をする。

在庫の期間の改善策

- ・適正在庫を把握する。
- ・在庫管理を徹底し過剰な在庫を持たない。

ご不明な点がありましたら
税理士法人アクシスまで
お問い合わせください
電話 088-631-8119

税理士
小島 晴美





育児介護休業法改正

～ 10月1日より、育児介護休業法が改正されます！～

今年4月1日に改正されたばかりの育児介護休業法ですが、10月1日にさらに一部改正されます。

そのため、事業所様におかれては、「育児介護休業規程の改定」が必要となります。特に、育児休業、介護休業を取られている従業員さんがいらっしゃる事業所様は、早めに規程を改定することをおすすめいたします。今回は、スムーズに育児介護休業規程の改定を進められるよう、具体的に何が変わったのか、現状と合わせて解説いたします。

改正内容1 最長2歳までの育児休業の再延長が可能になります。

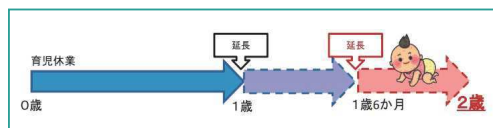
【現状】

育児休業は、原則として子どもが1歳に達するまでの期間ですが、保育所に入れないなどの一定の理由がある場合については、例外的に「1歳6ヶ月」に達するまで延長することができるとされていました。しかし、保育所は一般的に年度始めの4月入所ですので、1歳から1歳6ヶ月の間に4月が到来しない場合は、子どもを保育所に預けることができず、かつ育児休業も取れない期間となるケースが発生していました。

【改正内容】

改正後は、子どもが1歳6ヶ月に達した時点で、保育所に入れないなどの一定の理由がある場合に、再度申し出ることにより、例外

のさらなる例外的な取り扱いとして「最長2歳まで」延長できるように変わりました。これにより、保育所への入所もスムーズになることが期待されています。また、雇用保険からの育児休業給付の支給期間も同様に「最長2歳まで」延長されます。



改正内容2 出産予定の方に育児休業の制度を個別に知らせることが努力義務に。

【現状】

育児休業を取得しなかった従業員さんに対し、取得しなかった理由を調査したところ「職場が育児休業を取りづらい雰囲気だった」という回答が一定数あり、育児休業を取ることを希望しているに関わらず、断念する人が多いという現実がありました。

【改正内容】

事業主は、従業員さんやその配偶者が妊娠・出産したことを知った場合には、その従業員さんに対し、個別に育児休業等に関する制度があることを知らせるという努力義務が加わりました。

改正内容3 育児目的休暇を新設することが努力義務に。

【現状】

育児休業以外に、「子の看護休暇」がありますが、ケガや病気に掛かった子どもの世話をするなどの事情が無ければ、取ることができない休暇となっています。

また、一方で、配偶者の妊娠・出産の際に、男性が取得した休暇を見てみると、育児休業以外の休暇が多く利用されていることがわかりました。つまり、育児休業そのものの取得率は低いけれど、育児を目的とした休暇は高いニーズがあるということがわかりました。

【改正内容】

そこで、小学校にあがる前の子どもがいる従業員さんが、子育てしやすいよう、育児に関する目的で利用できる休暇制度を新設する努力義務が加わりました。

・育児目的休暇の例

配偶者出産休暇、ファミリーフレンドリー休暇、子の行事参加のための休暇など

法律改正の趣旨を理解し、自社の風土にあった育児介護休業規程の見直しを行ってください。

詳細についてご不明な点がございましたら、社労士法人アクシスまでお問い合わせください。



ご不明な点がございましたら
社労士法人アクシスまで
お問い合わせください
電話 088-631-8119

社会保険労務士
榎葉 稔



タイムカード集計 作業を削減しませんか！？

こんなことでお困りの方に
おススメです！



紙のタイムカード
を集計するのが
毎月大変！



給与計算時期にな
ると仕事が滞る！

クラウド型勤怠管理システムで
圧倒的な生産性向上を実現！

タイムカードを自動集計！
初期費用なし！

項目	価格
初期費用	0 円
月額システム ご利用料金	使った分だけの従量課金 300 円/人

導入のご相談は・・・

株式会社徳島経理代行センター

Tel:088-631-8119

Email: kasaim@m-staff.com

担当：笠井（雅）・榎葉

平成29年10月1日から、育児・介護休業法が改正されます

法改正後は調査が増える！？ 「育児介護休業規程」の見直しを！

改正のポイント(抜粋)

- ✓ 最長2歳まで育児休業の再延長が可能に
※育児介護休業規程の見直しが必要です。
- ✓ 子どもが生まれる予定の方などに育児休業等の制度などをお知らせ
- ✓ 育児目的休暇の導入を促進



規程の見直し (今回改正点のみ)

30,000円(税抜)

規程の見直し (全般の見直し)

60,000円(税抜)

新規作成

90,000円(税抜)

FAX: 088-632-6543 メール: kashiba@m-staff.com			
貴社名		担当者名	
電話番号		E-mail	
住所	〒		

必要事項をご記入の上、FAXまたはメールにてお送りください。こちらからご連絡させていただきます。

◆お問い合わせ

社会保険労務士法人アクシス

〒770-0051 徳島市北島田町1丁目3番地3

Tel: 088-631-8119 Fax: 088-632-6543

担当 / 社会保険労務士 櫻葉穂

償却資産税申告 のご案内

※お早めにお申し込み下さい！

申告期限
平成30年
1月31日(水)

償却資産税の時期が近づいてまいりましたのでご案内させていただきます。

概要

償却資産申告とは、毎年1月1日時点において所有している償却資産について申告及び納付する手続きです。

◆償却資産を所有している事業者様

1月1日時点の償却資産の状況を申告する義務があります。

◆償却資産を所有していない事業者様

償却資産を保有していない旨の申告をする義務があります。

※償却資産税申告をしなかった場合、3万円以下の過料が科される場合があります。

手続きの流れ



※申告の対象となる資産

- ・減価償却の対象としている資産
- ・決算期以降に取得された資産で固定資産に計上されていない資産
- ・会社の帳簿に記載されていない資産
- ・償却済み資産（残存価格のみ帳簿に計上されている資産）
- ・稼動を休止しているが、維持補修が行われている資産
- ・大型特殊自動車
- ・1個（又は1組）当たりの取得価格が10万円以上の資産
- ・内装工事 等

料金のご案内（税別）

【償却資産】
5,000～10,000円/1市町村

必要書類

固定資産明細書
（当社が既にお預かりしているものを除く）

12月20日（月）までにご依頼ください。

年末調整のご案内

10月中に
ご依頼ください

年末調整の時期が近づいてまいりましたのでご案内させていただきます。

※お早めにお申込・ご準備をお願いいたします。



概要

年末調整とは、従業員様等の1年間の所得税を確定させ、毎月給与より控除している所得税との差額を調整（還付又は徴収）する手続です。

◆給与支払のある事業者様

年末調整を行うとともに、**法定調書合計表等の書類の提出義務**があります。

◆給与支払のない事業者様

年末調整は不要ですが、**法定調書合計表等の書類の提出義務**がある場合があります。

※所得税の納付が納付期限に遅れた場合、不納付加算税（最大10%）及び延滞税（最大14.6%）がかかります。

手続きの流れ

10～11月（準備、資料収集）

- ① 年末調整準備
- ② 従業員様からの資料収集
- ③ 年末調整資料のチェック
- ④ 不足資料の収集



12月（税額計算、書類作成）

- ⑤ 給与、年末調整情報の集計
- ⑥ 年税額、過不足税額の計算
- ⑦ 源泉徴収票、支払調書、合計表、
総括表、給与支払報告書の作成
- ⑧ 最終給与における所得税の精算
- ⑨ 源泉徴収票配布

1月（税額納付、書類提出）

- ⑩ 源泉所得税の納付
- ⑪ 支払調書の送付
- ⑫ 合計表、総括表、給与支払報告書の提出



料金のご案内（税別）

【本年度より新たにご依頼いただく場合】

基本料 20,000円～

計算料 @2,000円／1名～

※特急料金（資料ご用意日超過の場合）20%加算

※規模等により異なりますので依頼後にお見積させていただきます。

必要書類※後日必要書類の詳細をご連絡させていただきます。

- ・賃金台帳等（1～12月支給分）
- ・弁護士報酬等の請求書（1～12月支給分）
- ・原稿料やデザイン料等の請求書（1～12月支払分）
- ・給与所得者の扶養控除等申告書
- ・給与所得者の保険料等控除申告書
- ・各種控除証明書等

10月31日（火）までにご依頼ください。